

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	久慈港みなとカメラ移設検討業務
業 務 概 要	本業務は、久慈港に設置済みのみなとカメラを移設するため、移設先候補地におけるカメラ配置及び移設に必要な附帯設備の検討を行い、移設工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官釜石港湾事務所長 小杉 宜史 東北地方整備局釜石港湾事務所 岩手県釜石市港町2-7-27
契 約 年 月 日	令和4年9月14日
契 約 業 者 名	公益社団法人日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3丁目3番5号 住友生命山王ビル
契 約 金 額	16,060,000円（税込み）
予 定 価 格	16,456,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和4年9月14日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和5年3月17日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務の名称 久慈港みなとカメラ移設検討業務

2. 契約業者名 公益社団法人日本港湾協会

3. 随意契約理由

本業務は、久慈港に設置済みのみなとカメラを移設するため、移設先候補地におけるカメラ配置及び移設に必要な附帯設備の検討を行い、移設工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。